

**イノシシ第二種特定鳥獣管理計画
(案)**

第4期計画

平成 29 年 4 月

香 川 県

イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（目次）

1. 管理すべき鳥獣の種類	1
2. 計画期間.....	1
3. 対象地域.....	1
4. 目的.....	1
5. これまでの経過.....	1
6. 現状.....	2
(1) 生息域	2
(2) 生息状況.....	2
(3) 農業被害および被害対策の状況	2
7. 適正管理の基本的な考え方	3
8. 具体的な管理目標	3
(1) 個体群管理	3
(2) 被害対策.....	4
9. 管理目標を達成するための方策.....	4
(1) 個体群管理	4
(2) 被害対策.....	5
(3) 生息環境管理.....	5
10. モニタリング調査.....	6
(1) 生息状況調査.....	6
(2) 農業被害調査.....	6
(3) 住居集合地域等に出没するイノシシ.....	6

1. 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

2. 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日（第 12 次鳥獣保護管理事業計画の期間内）

3. 対象地域

香川県全域とする。

4. 目的

ア 農業被害の防止及び生活環境被害の防止

イ 生息頭数を適正な水準に減少させ、その生息地を適正な範囲に縮小させる。

5. これまでの経過

(1) 第 1 期イノシシ適正管理計画（平成 17 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで）

イノシシによる農業被害金額は、平成 14 年度に初めて 1 億円を超え、農業振興を図る上で深刻な問題となったことから、県では、平成 17 年度に、鳥獣保護法に基づき、「イノシシ適正管理計画（特定鳥獣保護管理計画）」を策定し、狩猟期間を 3 月 15 日まで 1 ヶ月間延長するなど捕獲の推進に取り組むこととした。

(2) 第 2 期イノシシ適正管理計画（平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月まで）

引き続き捕獲を推進するため、狩猟期間の延長を継続するとともに、休猟区における特例制度の活用、禁止猟法の一部解除（輪の直径が 12 cm を超える足くくりわなの制限の解除）、狩猟者の減少と高齢化が進行していることから狩猟免許取得の推進を図ることとした。

(3) 第 3 期イノシシ適正管理計画（平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）

前計画の対策を引き続き実施し、捕獲を推進することに加え、狩猟者の増加と被害対策の指導者養成に取り組むこととした。また、イノシシの[※]住居集合地域等への出沒事例が増加し、人身被害も発生したことから住居集合地域等での捕獲や防除対策に取り組むこととした。さらに、平成 27 年度からは、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、平成 28 年度からは有害鳥獣捕獲の通年化等により積極的な捕獲を図ってきた。

※ 鳥獣保護管理法第 38 条第 2 項に規定する「住居が集合している地域又は広場、駅その他多数の者が集合する場所」をいう。

(4) これまでの計画の評価

捕獲を強化したことで、平成 27 年度には捕獲頭数が 10,452 頭と過去最多を記録したが、農業被害金額は依然 1 億円近い状況で推移しており、さらなる被害の軽減が求められているほか、住居集合地域等に出沒するイノシシも増加傾向にあり、人的被害も継続的に発生し

ている。平成 27 年度に実施した階層ベイズモデルによる推定の結果でも、全体の生息頭数を減少させるには、より積極的な捕獲の推進が必要であることが示されている。

一方、狩猟者数は実人数で 1,325 人だった平成 21 年度以後、わな猟免許所持者を中心に増加に転じ、平成 27 年度には 1,932 人にまで回復するなど、一定の成果を上げている。

6. 現状

(1) 生息域

ほぼ全域に生息する。

(2) 生息状況

平成 28 年度において階層ベイズモデルを用いて推定された県内におけるイノシシの生息頭数は表のとおりである。

本土部と小豆島のいずれにおいてもイノシシの捕獲頭数は増加しているが、本土部においては生息頭数が減少していない可能性が高く、より積極的な捕獲の推進が必要である。

香川県におけるイノシシ推定生息頭数

区分	本土部	小豆島	備考
推定自然増加頭数 (50%信頼限界)	<u>11,779 頭</u> (9,147 頭~14,887 頭)	<u>690 頭</u> (565 頭~863 頭)	<u>平成 27 年度末</u> <u>時点</u>
推定自然増加率 (50%信頼限界)	<u>47.1%</u> (34.6%~60.1%)	<u>89.7%</u> (79.7%~99.2%)	//
推定生息頭数 (50%信頼限界)	<u>28,249 頭</u> (20,870 頭~39,300 頭)	<u>591 頭</u> (312 頭~998 頭)	//

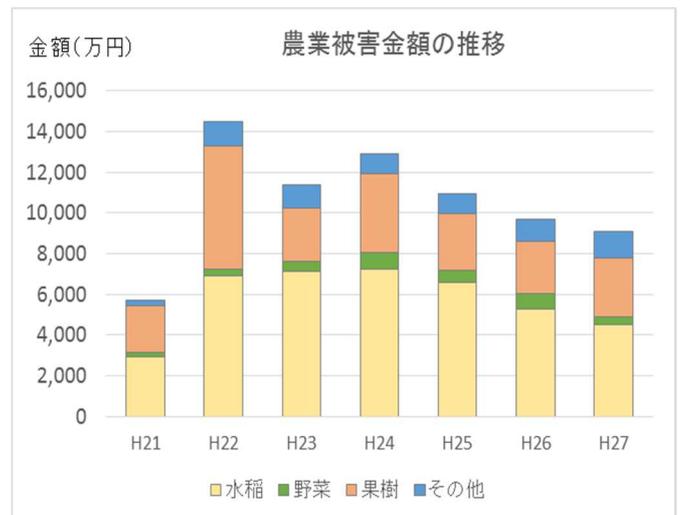
※ 小豆島については根拠となる歴年の捕獲頭数等のデータが少なく推定誤差が大きい可能性がある。

(3) 農業被害及び被害対策の状況

① 被害状況

平成 27 年度の県内の野生鳥獣による被害金額約 2 億 1 千万円のうち、イノシシによる被害は約 9 千万円であり、全体の約 4 割を占めている。侵入防止柵の設置等により、平成 24 年度以降被害金額は減少しているが、依然として高い水準にあることに変わりはない。作物としては、水稲が約 4 千 5 百万円、果樹が約 2 千 9 百万円と大半を占めている。

また、住居集合地域等への出没件数も急増しており、深刻な社会問題となっている。

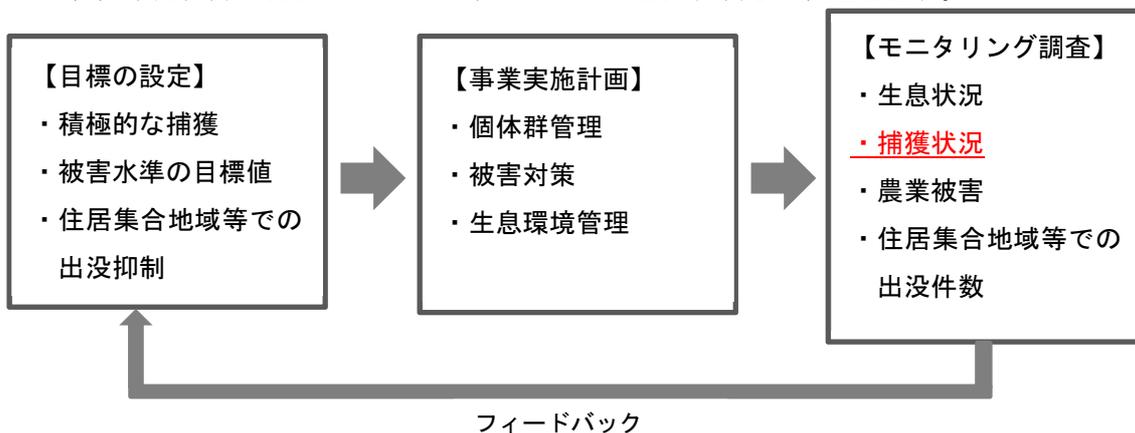


② 被害対策の状況

県内では、ワイヤーメッシュ柵や電気柵による侵入防止柵の設置が行われており、特に、集落柵を中心に整備が行われている。また、一部の地域では集落柵と合わせ、集落ぐるみで緩衝帯の設置や誘引物の除去も実施され、大きな成果を上げている。しかしながら、十分な対策が講じられていない地域や集落柵を設置しても十分に管理が行われない事例も多く、そのような地域にイノシシの被害が集中する傾向が見受けられる。効果的な被害対策の普及啓発に継続して取り組む必要がある。

7. 適正管理の基本的な考え方

毎年、前年度までの捕獲頭数と出沒状況等から階層ベイズモデルによるイノシシの生息頭数の推定と将来予測を行い、年間の捕獲目標や被害軽減目標を設定する。また、年度ごとに、目標の達成状況を評価するとともに、新たに得られたイノシシの出沒や被害情報を考慮して、次年度以降の行動計画へのフィードバックを行う順応的管理を行う。



8. 具体的な管理目標

(1) ※1 個体群管理

区分	内容
管理目標	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>計画期間内に本土部の生息頭数を2万頭に誘導できるよう、積極的に捕獲を推進する。また、小豆島においては積極的な捕獲に努める。</u> ✓ <u>※2 住居集合地域等での人的被害の発生を防止するため、計画期間内においては、積極的な捕獲に努め、計画期間内に県民生活に影響がない程度に減少させる。</u>

※1 具体的な年間捕獲目標は事業実施計画で設定する。

※2 鳥獣保護管理法第38条第2項に規定する「住居が集合している地域又は広場、駅その他多数の者が集合する場所」をいう。

(2) 被害対策

区分	内容
管理目標	✓ 鳥獣被害が発生している全市町で「※1 鳥獣被害対策実施隊」を設置して、被害が恒常的に発生している集落を※2 現状から年間約 10%減少させる。

※1 鳥獣被害防止特別措置法第9条の規定により市町が設置するもので、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置などの被害防止対策を実施する。

※2 平成 28 年度の被害集落数を基準とする。

9. 管理目標を達成するための方策

(1) 個体群管理

① 狩猟

狩猟期間中の捕獲を促進するため、次のとおり規制緩和を実施する。

ア 狩猟期間の延長(環境大臣が定める狩猟期間である11月15日から2月15日までを、11月15日から3月15日までとする)

イ 禁止猟法の一部解除(輪の直径が12cmを超える足くくりわなの制限解除)

ウ 休猟区における特例制度の活用

② 有害鳥獣捕獲

被害が発生している地域及び住居集合地域等の周辺において、各市町は鳥獣被害対策実施隊を編成するなど、積極的に有害鳥獣捕獲を推進する。

③ 指定管理鳥獣捕獲等事業

1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的

イノシシによる被害が深刻かつ捕獲の要望が強い地域においてイノシシの捕獲を強化し、本計画の目標の達成を図るため、各市町による有害鳥獣捕獲に加え、別に定める「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」(以下「実施計画」という。)に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

2) 実施期間

原則として1年以内とする。

3) 実施区域

市町の要望に基づき、次のア又はイの要件に該当する地域を対象とし、詳細は実施計画において定める。

ア 住宅集合地域等の周辺等、奥山、離島等の捕獲困難な地域で捕獲をする場合

イ 市町の圏域を越え、広域に捕獲を実施する場合

4) 事業の目標

本特定計画の目標を達成するために必要な捕獲を推進することとし、詳細は実施計画において定める。

5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

事業の実施方法については、実施計画に定める。

また、実施結果の把握及び評価を適切に行うため、捕獲実績の把握・分析等を行い、必要に応じて学識経験者等との連携に努める。

6) 事業の実施者

香川県

④ 「補助者制度」の活用による地域ぐるみの捕獲体制の確立

県及び市町は、捕獲の担い手である狩猟者を、受益者である地域住民が集落ぐるみで支援するため、*法人に対する許可については「補助者制度」を活用する等、捕獲体制の確立に努める。

※ 鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。

(2) 被害対策

① 侵入防止柵等の普及

農業被害を防止するための侵入防止柵については、集落柵のほか、必要に応じて個別柵を組み合わせるなど、地形や作物の種類等、現地の状況に応じて適切に選択できるよう支援するほか、野生鳥獣との棲み分けを図るための緩衝帯（鳥獣ストップゾーン）の整備についても推進する。

② 地域一体となった防除体制の推進

県は、被害対策の基本単位である「集落（自治会）」を中心とした防除体制を構築するため、集落で指導的な役割を果たす人材（地域リーダー）の育成を支援するほか、農業改良普及センターによる効果的な防除方法等の普及活動を実施する。

③ 住居集合地域等での対策の推進

住居集合地域等に出没するイノシシ対策として、出没が多い地域での侵入防止柵等の設置を推進する。また、「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」及び現場対応の基本的な考え方等を定めた「市街地イノシシ緊急対応ガイドライン」に基づき、県及び市町、警察署等の関係機関が連携し、被害の発生及び拡大を防止する。

また、市町及び警察署等から報告される通報連絡票等の出没情報の集約を行い、「香川県野生鳥獣対策システム」に地図情報として取りまとめ、関係機関との情報共有に努める。「出没集中区域」が発生した場合には、その情報を市町及び警察署等に情報提供するとともに、市町と協力して現地確認を行い、対策について市町に助言を行う。

(3) 生息環境管理

① 森林管理

集落や農地に隣接する放置された竹林や広葉樹林の整備を推進し、イノシシの生息頭数の減少に努める。

② 集落環境管理

県及び市町は、未収穫作物や耕作放棄地、放置竹林等の適切な管理による誘引物の除去等の取組みを、地域住民が集落ぐるみで積極的に行えるように支援する。

10. モニタリング調査

(1) 生息状況調査

① 出猟カレンダー調査

狩猟者ごとの出猟日時と目撃・捕獲情報を収集し、地域別の目撃効率や捕獲効率の変化を把握する。

② 捕獲状況調査

狩猟メッシュごとの捕獲実績を集計し、その増減を把握する。

③ 階層ベイズモデルによる生息頭数の推定

出猟カレンダー調査の結果や、狩猟メッシュごとの捕獲実績を参考に、階層ベイズモデルにより生息頭数を推定する。

(2) 農業被害調査

農業被害の発生や増減について把握する。また、ここで得られたデータは、各種被害対策の効果検証や個体群管理の判断材料としても活用する。

(3) 住居集合地域等に出没するイノシシ

「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」に基づき、市町及び警察署等から報告される通報連絡票等の出沒情報の集約を行い、「香川県野生鳥獣対策システム」に取りまとめ、「出沒集中区域」の把握に努めるとともに、個体群管理や被害対策の判断材料として活用する。